

白 監 第 9 7 号 の 1
令和 7 年 1 0 月 2 8 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市監査委員 河合 謹爾

白井市監査委員 岩田 典之

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

監査対象団体：社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

補助金名称：令和 6 年度 白井市ふれあいのまちづくり事業補助金

令和 6 年度 白井市社会福祉協議会管理事業補助金

令和 6 年度 白井市地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金

所管部課：白井市 福祉部 社会福祉課

2 監査の期日

令和 7 年 1 0 月 8 日（水）

3 検査執行者

監査委員 河合 謹爾

監査委員 田中 和八

4 監査の場所

白井市役所 東庁舎 3 階 監査委員室

5 監査の方法

（1）令和 6 年度に、白井市が社会福祉法人 白井市社会福祉協議会に対し交付した補助金の出納及び事務処理が、適正に執行されているかどうかを主として実施した。

（2）監査は、「白井市監査基準及び令和 7 年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。

6 監査の結果

監査に付された関係書類等は、いずれも適正に作成されており、社会福祉法

人 白井市社会福祉協議会に交付した補助金については、団体及び所管課において、出納その他関連する事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められたが、監査の結果、次のとおり注意・改善すべき点が認められたので、所管課においては、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。なお、軽易な事項等については講評の中で口頭指導を行った。

○注意事項

- ・ 補助金交付要綱の見直しについて

「白井市社会福祉協議会管理事業補助金交付要綱」等によれば、補助対象経費は、「職員 5. 5 人分の人件費」並びに「管理費として、事業費の実支出額の 2 分の 1 相当額のうち市長が認めた額及び臨時職員等賃金の実支出額のうち市長が認めた額」とされている。

しかしながら、臨時職員の労働保険料が職員人件費の補助対象経費として計上されていることを確認した。

このことについて、関係職員への聞き取り調査の結果、当該団体では、従前から臨時職員の労働保険料を補助対象経費に含める取扱いとしており、これまで実績報告を行い補助金の交付を受けてきたことが確認された。

また、所管課としても、臨時職員の労働保険料は、管理費に含まれるべき経費であるとの認識で運用しており、補助金交付要綱の定めが実際の運用と整合していなかった旨の報告を受けた。

このように、要綱の規定と運用実態に乖離がみられる状況は、補助金交付の公平性や透明性を損なうおそれがある。

については、所管課において、制度の趣旨を踏まえ、現行の運用実態を検証のうえ、速やかに交付要綱の見直しを行い、補助金が適正かつ明確な基準に基づいて交付されるよう改善を図られたい。

＜参考：監査等の結果における区別＞

区別	判断の基準	処理
指摘事項	・法令等に重大な違反や不正行為があるもの。 ・経済性、効率性又は有効性に著しく合理性を欠くもの。 ・予算の目的に反しているもの。 ・監査委員が特に必要と認めるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。 ・監査結果に基づく措置の状況の報告の提出を市長等から求める。 ・市長等から措置を講じた旨の報告の提出を受けた場合は、これを公表する。
注意事項	・指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け改善を要するもの。 ・経済性、効率性又は有効性に合理性を欠くことが懸念されるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導事項	・指摘事項、注意事項とするには至らないが、改善することで適正な事務等の執行が図れるもの。	・口頭により指導を行う。